

提 言 書

西条市障がい者自立支援協議会

令和 7 年 6 月 1 9 日

西条市長 高橋 敏明 様

西条市障がい者自立支援協議会
会長 安永 正徳

障がい者施策の充実及び体制整備に向けた提言書

西条市障がい者自立支援協議会では、権利擁護部会を中心にして、これまでに本市の障がい者施策の実施及び対応について協議・検討を行い、この協議を踏まえ以下のとおり提言いたします。

・本市担当係職員の増員及び専門職の配置または担当課内外での協力体制の整備について

令和6年度、本市における障がい者虐待の相談・通報・届出件数は22件（内養護者による障がい者虐待4件、施設従事者による虐待15件、使用者による虐待3件）あり、そのうち障がい者虐待と認定した事案が5件（施設従事者による虐待4件、使用者による虐待1件）あり、近年、相談・通報・届出件数は増加傾向にあります。通常、相談・通報・届出が市へ寄せられた場合、地域福祉課障がい支援係内にある「障がい者虐待防止センター」担当職員が事実確認調査を実施し、収集した客観的事実に基づき、課内でコアメンバー会議を開催し、虐待の有無及び緊急性の判断を実施し、必要な措置・対応を行っています。しかしながら、上記「障がい者虐待防止センター」の主たる担当者が1名の配置であり、他の業務との兼務であること、施設従事者による虐待や使用者による虐待事案の場合、

聞き取り調査を行う対象者が複数存在し、事業所の規模が大きい場合にはさらに多数存在すること等から、虐待の判断に必要な情報収集に時間や日数を要したり、十分な聞き取りができない課題が生じています。また、事業所の指定権限を有する県や地方局と合同で確認調査等を実施する体制整備にも担当者が不安を抱きながら従事している現状です。

ご存じのとおり「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる障害者虐待防止法）」第4条1項には「体制整備努力義務」、同2項には「専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保等」、第34条では「障がい者虐待防止センターにおける専門的に従事する職員の確保」が規定されているところであり、虐待対応体制の整備については、障がい者虐待の一義的責任を負うことが本市の責務であると考えます。

以上のような理由から、西条市障がい者自立支援協議会では以下のとおり要望いたしますので、実現に向けてご検討賜りますようお願い申し上げます。

- ① 本市担当係職員の増員
- ② 虐待対応専門職（具体的には社会福祉士及び精神保健福祉士等）の配置
- ③ 事案により調査人数が必要な際の、担当課内外での応援協力体制の整備

以上

協議実績

日 付	内 容
令和 6 年 8 月 2 3 日	西条市障がい者自立支援協議会・権利擁護部会
令和 6 年 1 1 月 1 3 日	西条市障がい者自立支援協議会・権利擁護部会
令和 7 年 2 月 6 日	西条市障がい者自立支援協議会・権利擁護部会
令和 7 年 3 月 3 日	西条市障がい者自立支援協議会・全体会議